［号を削る。］

七　［略］

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八　次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

［一～四　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第五十二条の十三の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ～ハ　略］

ニ　特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第十一条の二十七（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

［ホ～ト　略］

三　［略］

（業務運営に関する措置）

第五十三条　保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　略］

四　保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条の二第八項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十第四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

［五・六　略］

六の二　保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第八号に定める書面（特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載したものを除く。）を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

七　［同上］

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八　次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

［一～四　同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第五十二条の十三の十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　特定保険契約、農業協同組合法第十一条の二十七（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

［ホ～ト　同上］

三　［同上］

（業務運営に関する措置）

第五十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条の二第七項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十第四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

［五・六　同上］